



3. 食肉販売業



- ・鳥獣の生肉（骨及び臓器を含む。）を販売する営業です。
- ・食肉を専ら容器包装に入れられた状態で仕入れ、そのままの状態で販売するものは届出の対象になります。
- ・「専ら容器包装に入れられた状態」とは、合成樹脂などを用いて外部からの汚染を防止するための遮蔽性を確保した状態で食品を取り扱うものを想定しています。例えば、容器と包装を組み合わせた入れ物（発泡スチロールのトレーとラップ等）に食品を収納する形態です。
- ・加工紙やアルミホイルなどに覆われた程度では「容器包装に入れられた状態」ではありません。





3. 食肉販売業



- ・食肉販売業の許可を受けた施設で未加熱のとんかつ、メンチカツ、コロッケ等の半製品を調整する場合は、飲食店営業の許可を要しません。しかし、これら半製品を調理し、完成品を調理販売する場合は、簡易な飲食店営業の許可が必要です。

